

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………  
（都市整備局市街地建築部調整課）……………

### 告示

○特定商取引に関する法律による行政処分（三件）……………  
（生活文化局消費生活部取引指導課）……………

○建築基準法による道路の指定の変更……………  
（都市整備局多摩建築指導事務所第二課）……………

○東京都環境影響評価条例による調査計画書……………  
（環境局総務部環境政策課）……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………  
（環境局環境改善部化学物質対策課）……………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除……………  
（環境局多摩環境事務所環境改善課）……………

○保安林の皆伐面積の限度……………  
（産業労働局農林水産部森林課）……………

○特定非営利活動法人の認定……………  
（生活文化局都民生活部管理法人課）……………

### 規則

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年二月一日

### ●東京都規則第九号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第三号又」を「第三号ル」に改める。

第三号イ及びチ中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号又中「第四

条第三項」の下に、「第五条第三項」を加え、同号ル中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第三十五号二中「第十八条第一項」の下に、「法第二十二條の二第五項において準用

する場合を含む。」を加え、同号ホ中「第二十一条」の下に、「法第二十二條の二第五項において準用する場合を含む。」を加え、同号ヘ中「第二十二条」の下に、「法

第二十二條の二第五項において準用する場合を含む。」を加え、同号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 法第二十二條の二第四項の規定による計画の認定に関すること。

### 附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一号の改正規定は公布の日から、第三号イ、チ及びルの改正規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

## 告示

### ●東京都告示第九十四号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第七條第一項及び第八條第一項の規定による行政処分について、法第七條第二項及び第八條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

東京都知事 小池 百合子

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一

●東京都告示第九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり(世田谷区北沢三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスー・二一ジクロロエチレン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図

